

～ 糸魚川市 緊急支援 ～

令和3年産米価格の下落等に伴い、
農業経営に大きな影響を受けている農業者の皆さまへ

糸魚川市令和3年度緊急農業経営安定対策資金利子等補給金制度を創設しました。

■制度の概要

項目	内容
内容	令和3年産米価格下落等により収入減少が見込まれる農業者に対し、その経営に必要な資金の借入に係る利子及び保証料について2年分を上限とし、一括助成(利子等補給)
対象者	交付申請日において、以下に掲げる全ての要件を満たす者 <input type="checkbox"/> 令和3年産米価格の下落等により収入減少が見込まれる農業者で、継続して農業経営を行っている者 <input type="checkbox"/> 糸魚川市内に住所又は所在地を有する者 <input type="checkbox"/> 市税等を滞納していない者
対象資金及び概要	ひすい農業協同組合が創設した「令和3年度緊急農業経営安定対策資金」のうち、貸付けの決定(融資実行)が令和4年3月31日までに完了しているもの
利子補給率	年0.50% (金利1.50%のうちJAグループ新潟が1.00%分を利子補給)
保証料補給率	金銭消費貸借契約証書兼債務保証委託証書に記載の保証料率
助成対象期間	融資実行後2年間(上限。営農状況及び償還状況による。)
利子等補給適格証交付申請	資金借入れの申込みの前に、糸魚川市緊急農業経営安定対策資金利子等補給適格証交付申請が必要
申請先・問合せ先	糸魚川市 産業部 農林水産課 農業経営支援センター 農業支援係 〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5 電話 025-552-1511(代表) FAX 025-552-1086 E-mail n-shien@city.itoigawa.lg.jp

【参考】ひすい農業協同組合が創設した「令和3年度緊急農業経営安定対策資金」の概要

項目	内容
融資対象	令和3年産米価格の下落等により収入減少が見込まれる農業者
資金使途	農業経営に必要な資金
融資限度額	20,000千円(ひすい農業協同組合が算定した収入減少の範囲内)
融資金利	年1.50%(固定金利) ※融資後2年間は、JAグループ新潟の利子補給により、年0.50%となる。
融資期間	10年以内(うち据置期間2年以内)
担保・保証	原則として、新潟県農業信用基金協会の保証 ※別途保証料が必要
取扱期間	令和3年10月1日(金)～令和4年3月31日(木)